## 南陽市屋外体育施設利用のガイドライン(第9段階)

教育委員会 社会教育課

<対象施設:屋外体育施設>

- 1 中央花公園 ( 多目的広場 、 グラウンドゴルフ場 )
- 2 向山公園 (野球場 、 ソフトボール場 )
- 3 総合公園 (競技場、 多目的広場)

<開始日> 令和4年6月1日(水)

<利用可能時間> 通常時間

## <利用条件>

(共通事項)

国・県・県教育委員会及び業界団体が示す基本的対処方針に準拠し利用してください。

- ① 利用者は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されている地域及び海外に 在住していない方又は、過去2週間以内に訪問、帰省していない方とします。また、感 染が確認されている地域在住の方は、慎重にご利用ください。
- ② 利用の際は、利用者名簿(氏名・連絡先等)を作成し、利用申請書と一緒に提出とします。なお、使用後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者へ速やかに届け出て下さい。
- ③ 大会・イベントによる利用の際には、主催者側で参加者(観客含)に対し、十分な感染 予防対策を実施して下さい。

## <協力事項等>

- ① マスクの着用は、国・県・県教育委員会及び業界団体が示す基本的対処方針に準拠してく ださい。
- ② 発熱などの症状がある人は利用できませんので使用前の体温確認を徹底してください。
- ③ 各競技団体が策定する感染防止に関する指針等に基づき使用いただきます。
- ※「社会体育施設の再開に向けた<u>感染拡大予防</u>ガイドライン」に基づき、施設管理者だけでなく、施設利用者を含む関係者全員で感染防止対策を実施する必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

ガイドラインは以下の URL をご確認ください。

URL:https://www.mext.go.jp/sports/b\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/isa\_00021.html

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、条件等を変更する場合があります。